



行政の 焦点

新型コロナウイルスに
関し、名古屋北労働基準
監督署にも事業者の方か
ら様々なご相談が寄せら
れています。

本稿が掲載される頃
どのような状況になっ
ているのか予断が許されな
い状況ですが、本稿作成
時（令和2年3月末時
点）において当署に寄せ
られているご相談で多い
ものを紹介させていただきます。

【ご相談内容】

(1)労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきか。
(2)新型コロナウイルス

への感染が疑われる労働者について、休業手当の

新型コロナウイルスに関する ご相談などについて

支払いが必要か。

(3)発熱などの症状があるため自主的に休んでいる労働者に休業手当の支払いは必要か。

(4)新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合に注意すべきこと。

【ご相談に対するお答え】（要旨）

(1)新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険

者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。

具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

い。

(2)感染が疑われる方への対応は「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」問28「熱や咳があります。どうしたらよいでしょうか？」（厚生労働省ホームページに掲載）をご覧ください。

これに基づき、「帰国者・接触者相談センター」でのご相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要がありません。

(3)新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば発熱などの症状があることのみをもつて一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要がありません。

(4)今回の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っ

て労働者の不利益を回避するように努力することが大切です。

また、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。休業手当の支払いについて、不可抗力による休業の場合は、使用者に休業

手当の支払義務はありま
せん。

具体的には、例えば、
海外の取引先が新型コロナ
ウイルス感染症を受け
事業を休止したことに伴
う事業の休止である場合
には、当該取引先への依
存の程度、他の代替手段
の可能性、事業休止から
の期間、使用者としての
休業回避のための具体的
努力等を総合的に勘案し、
判断する必要があると考
えられます。

また、新型コロナウイル
ス対策に関する各種の
助成金についてお問い合わせ
をいただくこともあ
りますので、各種助成金
の相談窓口をご紹介します
ていただきます。

1、小学校等の臨時休業
等に伴う保護者（労働
者）の休暇取得に対する
助成金制度、個人業務委
託契約等で休業するため
の支援金制度
学校等休業助成金・支

援金等コールセンター
(☎0120-60-3
999)

2、新型コロナウイルス
感染症対策として、新た
にテレワークの導入や特
別休暇の規定を整備した
中小企業事業主への支援
(時間外労働等改善助成
金・テレワークコース、
職場意識改善助成金)

①テレワーク助成金に
関する問合せ
テレワーク相談センタ
ー(☎0120-91-
6479)

②職場意識改善特例コ
ースに関する問合せ
愛知労働局雇用環境・
均等部企画課助成金担当
(☎052-857-0
313)

3、新型コロナウイルス
の影響を受ける全事業が
対象等の雇用調整助成金
関係の相談
愛知労働局職業安定部
あいち雇用助成室(☎
52-219-551
8)

新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策総合支援事業のご案内

愛知県下各労働基準協会

- 対象 愛知県下の企業（労働基準協会会員以外の企業もご利用可能です）
- 事業利用費用 無料

—このような内容について説明・相談対応、対策実施のアドバイス・提案をいたします—

1. 感染者、感染が疑われる労働者の休業、特別休暇制度、労働時間管理等の労務管理上の問題
2. 業績悪化時の雇用確保対策上の問題
3. 業績悪化による休業時の雇用調整助成金受給等の問題
4. 社内での感染防止のため労働衛生上の問題
5. 業務での感染が疑われる労働者の労災保険上の問題
6. その他新型コロナウイルスにかかる労務・安全衛生管理上の問題

総合支援事業の内容

1. 協会報号外の発行
2. 緊急セミナー（WEB開催）の開催
一般社団法人 名北労働基準協会（以下名北協会）にて、無参加者にて緊急開催した「新型コロナウイルス 労務・安全衛生管理対策セミナー」の動画閲覧ができます。
閲覧方法 令和2年3月19日(木)以降、名北協会ホームページ等で閲覧できます

[名北労働基準協会](#) [検索](#)

(トップページ 当回事業のお知らせ-新型コロナウイルス総合支援事業 より閲覧できます)

3. 特別相談室の開設
新たに開設した「新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策 特別相談室」にて、当号外の記事を執筆した専門家等が、分野ごとに企業からの相談対応、対策実施のアドバイス・提案をいたします。 **新型コロナウイルス特別相談室 ☎052-938-7567**
4. 専門家総合サポート
御社担当の専門家を決めて下記対策実施のアドバイス・提案を継続し実施します。

(1)労働者の休業、特別休暇制度、労働時間管理等の労務管理上の問題 (2)業績悪化時の雇用確保対策上の問題 (3)業績悪化による休業時の雇用調整助成金受給等の問題 (4)社内での感染防止のため労働衛生上の問題 (5)業務での感染が疑われる労働者の労災保険上の問題 (6)その他新型コロナウイルスにかかる労務・安全衛生管理上の問題

- サポート費用：無料 ■対象：愛知県下の企業（申込先着50社まで） ■サポート期間：現状調査終了から2か月間
- サポート方法：電話・メール・FAXで実施。感染防止のため訪問、協会等来局によるサポートはいたしません。 ■その他：サポートには、対策実施に伴う助成金申請、就業規則改定等の実務手続は含まれておりません。ご希望の場合は、別途費用をご負担いただければ対応可能ですのでお尋ね下さい。

【お申込み・お問い合わせ先】 一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部 ☎052-961-3655